

3-1 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び 環境保全に関する協定の運用に係る覚書

石川県（以下「甲」という。）及び羽咋市（以下「乙」という。）と北陸電力株式会社（以下「丙」という。）は、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「協定」という。）の運用に関し、次の条項のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、石川県原子力環境安全管理協議会、石川県環境放射線測定技術委員会、石川県温排水影響検討委員会及び石川県風評被害対策協議会に参加できるものとする。
- 2 甲は、協定第9条第1号又は第2号に該当した場合において、丙より同条の規定により連絡を受けたときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙が必要と認めるとき、乙は甲と同行して立入調査等に参加できるものとする。
- 4 乙は、協定の運用に関し、甲を通じ丙に対し意見を述べることができるものとする。
- 5 昭和63年12月1日甲、乙及び丙で締結した志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に係る覚書は、平成3年6月20日限り効力を失うものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成3年6月20日

甲 石川県 知事

乙 羽咋市 市長

丙 北陸電力株式会社 取締役社長

3-2 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び

環境保全に関する協定の運用に係る覚書

石川県（以下「甲」という。）及び七尾市（以下「乙」という。）と北陸電力株式会社（以下「丙」という。）は、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「協定」という。）の運用に関し、次の条項のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、石川県原子力環境安全管理協議会、石川県環境放射線測定技術委員会、石川県温排水影響検討委員会及び石川県風評被害対策協議会に参加できるものとする。
- 2 甲は、協定第9条第1号又は第2号に該当した場合において、丙より同条の規定により連絡を受けたときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙が必要と認めるとき、乙は甲と同行して立入調査等に参加できるものとする。
- 4 乙は、協定の運用に関し、甲を通じ丙に対し意見を述べるができるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年10月1日

甲 石川県 知事

乙 七尾市 市長

丙 北陸電力株式会社 取締役社長

3-3 志賀原子力発電所周辺の安全確保及び

環境保全に関する協定の運用に係る覚書

石川県（以下「甲」という。）及び中能登町（以下「乙」という。）と北陸電力株式会社（以下「丙」という。）は、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定（以下「協定」という。）の運用に関し、次の条項のとおり覚書を交換する。

- 1 乙は、石川県原子力環境安全管理協議会、石川県環境放射線測定技術委員会、石川県温排水影響検討委員会及び石川県風評被害対策協議会に参加できるものとする。
- 2 甲は、協定第9条第1号又は第2号に該当した場合において、丙より同条の規定により連絡を受けたときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙が必要と認めるとき、乙は甲と同行して立入調査等に参加できるものとする。
- 4 乙は、協定の運用に関し、甲を通じ丙に対し意見を述べることができるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 石川県 知事

乙 中能登町 町長

丙 北陸電力株式会社 取締役社長